

難聴児補聴器購入費助成

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度である難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。

- 対象：市内に住所を有し、両耳の聴力レベルが25デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童
- 助成額：基準額と補聴器購入費を比較して少ない方の額の3分の2（千円未満切り捨て）
- その他：事前に上記の問い合わせ先までご相談ください。

心身障害者扶養共済

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

障がいのある児童を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある児童に終身一定額の年金を支給します。

- その他：加入できる保護者等の要件、手続きなど詳細は上記までお問い合わせください。

その他の支援サービス・助成

<小児慢性特定疾病児童等への日常生活用具の給付>

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1112

小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

- 対象：小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている児童
- その他：用具の種類や条件、手続きなど詳細はお問い合わせください。

<補装具費の支給>

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

身体障がいのある児童の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にする補装具の購入、修理または借受け（座位保持いす等）に対して補装具費を支給します。

- 補装具の種類：
 - 視覚障害（視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡）○聴覚障害（補聴器）
 - 肢体不自由（義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、一本つえを除く歩行補助つえ、排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具等）

その他の支援サービス・助成（続き）

<日常生活用具の給付>

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

重度の障がいのある児童に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具を給付します。

●用具の主な種類：

- 介護・訓練支援用具（移動用リフト、特殊マット、特殊尿器等）
- 自立生活支援用具（入浴補助用具、移動・移乗支援用具等）
- 在宅療養等支援用具（透析液加温器、ネブライザー等）
- 情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器、人工咽頭等）
- 排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ等）
- 住宅改修費（居宅生活動作補助用具）他

<重度障害者等訪問入浴サービス、リフト付自動車貸出サービス、福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成、移動支援サービス等>

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

※費用負担や手続きなど、詳しくは上記の問い合わせ先までご相談ください。

<自動車税等の減免>

問い合わせ先：自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）については、埼玉県自動車税事務所へ TEL048-658-0227／軽自動車税（種別割）については市民税課へ TEL048-796-5413（直通）

障がい者のために使用する自動車（個人名義の自家用車に限る）で一定の要件を満たす場合は、申請することにより障がい者1人につき1台、自動車税等の減免が受けられます。詳しくは上記の問い合わせ先までご相談ください。